

テーマ特集 ドローン規制議論とメディア利用を考える

「空の産業革命」ドローンを映像撮影等で安全な利活用するために

「ドローン」とか「マルチコプター」、「小型無人機」という耳新しい用語が一気に広がっている。本誌では昨年11月4日～5日の2日間、高知県高岡郡四万十町で「マルチコプター撮影」実技講習会を開催した。実技講習の他、放送コンテンツ制作や災害時の活用などをテーマに、四万十町役場・危機管理課、四万十清流消防署、高知県窪川警察署が出席したパネル討論「災害における記録や緊急対応、今後の強靱な地域づくりに貢献するマルチコプターの活用を考える」で深めた。

こうしたドローン（本記事でドローンで表記統一）の安全運用の議論が高まりつつある中、官邸屋上に落下していたドローン事件を受け、飛行規制が政府主導で高まり今国会に上程されている（2015年6月14日現在）。

こうした規制強化の議論に対し、新たな産業発展からの意見も強まっている。そこで、マルチコプター安全運用委員会が2度にわたって開催した「無人ヘリ安全運用講習会」から、テレビ放送などメディア業界での活用を考えてみた。

自律飛行の小型無人機 ドローンのインパクト

ドローンとは「雄のハチ」(Drone)という英語で、自律飛行ができる小型無人機の愛称。飛んでいるときの音が「ビーン」という少し高めめの音で、雄のハチの羽音に近いのかもしれない。「マルチコプター」は、この自律飛行が可能で無人の航空機で3つ以上のローターを搭載するヘリコプターの種類である。1万円程度から100万円を超える本格的なものまで、さまざまな機種が市販されており、手のひらサイズから全長1m以上のものまで多彩である。

無人飛行機と言えばラジコン機があるが、どこが違うのか。ラジコンはプロポという操縦装置で人がコントロールするもので、ドローンは自律制御の機能で人が操作しなくても自動で飛ぶことができる。もともとは軍事用であったが、低価格化や小型化によって商業用としても広まり、最近では一般の人でも購入して楽しめるようになった。

この自動飛行機能を悪用したのが、官邸落下事件である。また、小型の撮影カメラを搭載して手軽に空撮ができるので、テレビ番組の撮影や、映像による調査や検査などにも応用が広がっている。その一方、盗撮などのプライバシー侵害や、テロ利用と

いった危険性も指摘されている。

一気にドローン飛行の規制 「あまりにも拙速」との指摘も

今回の官邸落下事件で、飛行規制が強まりそうだ。自民など4党が提出した「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行禁止に関する法律案」という長い名称の法案では、該当する敷地や区域などの周囲の概ね300mを「対象施設周辺地域」として飛行を禁止する。違反を発見すると、警察官がドローンの飛行妨害や破壊でき、違反者には1年以下の懲役か、50万円の罰金を科すという。条例で飛行を禁止する地方自治体もある。東京都は都立公園条例の「都市公園の管理に支障がある行為の禁止」を根拠に、ドローンの規制を始めている。

4党の法案に対し、日本民間放送連盟（民放連）は5月27日に「意見書」を発表した。「災害および重大事件の発生時における報道目的の飛行に支障がある」として、「法案には取材・報道活動に配慮した規定がなく、非常時における国民の情報アクセスの妨げになるおそれがある」と指摘する。また、「対象施設周辺地域」が広範囲に設定される心配もあるという。「例えば、在日領事館だけ

でも全国14都府県に50カ所あまりあり、対象施設の周辺300mが規制されると禁止範囲が広くなりすぎる」と問題点を挙げる。

無人機の飛行について、そもそも航空法の規制がある。航空機の飛行に影響のある行為として、ロケットや花火、気球の他、模型航空機などが対象で、ドローンはこの「模型航空機」に該当する。なお、航空法では次のように適用空域が定められている。

- 空港周辺の空域では「事前許可」が必要。
- 地面から250m以上の空域では事前通報が必要。
- 航空路内の地面から150m以上の空域では事前通報が必要。
- 事前の許可や通報の相談には、最寄りの空港事務所が対応。

本誌が主催した四万十町での実技講習でも、高知空港、関西国際空港へ事前に連絡している。

安価なドローンが一気に普及したことで、国交省は無秩序となりつつある現状から一定の秩序を保つために、航空法の改正を検討している。民放連の意見書では、「無秩序状態」を前提に広範囲に規制をかける動きは妥当性を欠いている」と述べ、国交省の改正を待つから対応すべきであると強く求めている。

海外ではどうか。アメリカやイギリスでは、